



# 島根県報

平成31年3月29日（金）

号外第50号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

島根県工事検査規則の一部を改正する規則

（技 術 管 理 課） 8

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第46号）

#### 1 規則の概要

(1) 平成31年度組織改正を次のように行うこととした。

| 部     | 課       | 改正の概要      |
|-------|---------|------------|
| 総務部   | 総務課     | 「文書管理室」を設置 |
| 環境生活部 | スポーツ振興課 | 設置         |

(2) その他所要の改正

#### 2 施行期日

平成31年 4 月 1 日から施行することとした。

### ◇島根県工事検査規則の一部を改正する規則（規則第47号）

#### 1 規則の概要

平成31年度組織改正に伴う規定の整備（第1条の2関係）

#### 2 施行期日

平成31年 4 月 1 日から施行することとした。

## 規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第46号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表環境生活部の項中「文化国際課」の次に「、スポーツ振興課」を加え、同条第5項の表総務課の項中「私学・県立大学室」を「文書管理室、私学・県立大学室」に改める。

第14条第1項の表政策企画局の部政策企画監室の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同表総務部の部総務課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを削り、第10号を第4号とし、第11号を第5号とし、第12号を第6号とし、同号の次に次の5号を加える。

- (7) 宗教法人に関すること（文書管理室）。
- (8) 公益社団法人及び公益財団法人、移行法人並びに知事が所管する特例民法法人に係る総合調整に関すること（文書管理室）。
- (9) 公文書及び公印の管理に関すること（文書管理室）。
- (10) 情報公開、個人情報の保護及び知事の資産公開に関すること（文書管理室）。
- (11) 私立学校に関すること（私学・県立大学室）。

第14条第1項の表総務部の部総務課の項第13号中「こと」の次に「（私学・県立大学室）」を加え、同号を同項第12号とし、同項に次の1号を加える。

- (13) 竹島に関すること（竹島対策室）。

第14条第1項の表総務部の部人事課の項中第29号を第30号とし、第24号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 内部統制に関すること（行政改革推進室）。

第14条第1項の表総務部の部営繕課の項第1号中「（土木部建築住宅課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項第2号中「各島根県支部」の次に「並びに病院局」を加え、同表環境生活部の部文化国際課の項の次に次のように加える。

スポーツ振興課

- (1) スポーツ振興の企画及び総合調整に関すること（教育委員会の所管に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。）。
- (2) 生涯スポーツの振興に関すること。
- (3) スポーツの競技力向上に関すること。
- (4) 障害者スポーツの振興に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 武道施設、体育施設及びはつらつ体育館に関すること。
- (6) 公益財団法人島根県体育協会の業務運営の指導に関すること。
- (7) 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会の業務運営の指導に関すること。

第14条第1項の表健康福祉部の部障がい福祉課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同項第9号中「及びはつらつ体育館」を削り、同号を同項第8号とし、同表農林水産部の部林業課の項第2号中「森林整備地域活動支援交付金」を「森林環境譲与税」に改め、同部森林整備課の項中第18号を第20号とし、第3号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 森林整備地域活動支援交付金に関すること。
- (4) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）に関すること。

第14条第1項の表土木部の部道路建設課の項に次の1号を加える。

- (3) 道路の企画、調査、計画及びその調整に関すること。

第14条第1項の表土木部の部高速道路推進課の項第3号を削り、同部建築住宅課の項第1号中「県営住宅等」を「県営住宅の整備及び管理」に改め、同項第2号中「国庫補助金」を「国庫補助金等」に改め、同項第3号中「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行」を「高齢者等の居住の安定確保」に改め、同項第11号中「しまね定住推進住宅支援事業」を「住宅政策」に改め、同項第15号中「防災対策」を「防災及び安全対策」に改め、同項中第17号を削り、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 建築物の耐震改修の促進に関すること（建築物安全推進室）。

第14条第1項の表土木部の部建築住宅課の項第18号を削り、同項第19号中「長期優良住宅の普及の推進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行」を「長期優良住宅」に改め、同号を同項第18号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (19) 建築物の省エネルギー対策に関すること（建築物安全推進室）。

第14条第1項の表土木部の部建築住宅課の項第20号及び第21号を削る。

第16条第3項の表中

「

|    |
|----|
| 参事 |
|----|

」を「

|         |
|---------|
| 参事      |
| スポーツ振興監 |

」に改める。

「島根県民会館

第17条の表環境生活部の主管に属する機関の部中「島根県民会館」を 武道施設 体育施設 はつらつ体育館 に改め、同表健康福祉部の主

管に属する機関の部中 「心と体の相談センター はつらつ体育館」を「心と体の相談センター」に改める。

第20条中「室」の次に「、プロジェクトチーム」を加える。

第21条第2項の表中

「

|     |  |                     |
|-----|--|---------------------|
| 県民局 |  | 総務課、地域振興課、観光振興課、税務課 |
|-----|--|---------------------|

」

を

「

|     |       |                     |
|-----|-------|---------------------|
| 県民局 | 総務企画部 | 総務課、地域振興課、観光振興課、税務課 |
|     | 建築部   | 建築課                 |

」

に改め、同条第8項の表県民局の部を次のように改める。

県民局

総務企画部

- (1) 広聴及び広報に関する事。
- (2) 情報公開に関する事。
- (3) 職員の厚生に関する事。
- (4) 県税の普及啓発に関する事。
- (5) 合同庁舎及び職員宿舎の管理に関する事。
- (6) 島前集合庁舎の管理に関する事（秩序維持に係る業務を除く。）。
- (7) 消防防災に関する事。
- (8) 防災行政無線に関する事。
- (9) 災害対策等の連絡調整に関する事。
- (10) 国民保護に関する事。
- (11) 災害救助法の施行に関する事。
- (12) 県勢広域振興施策その他地域振興に関する事。
- (13) 町村の振興施策の支援及び町村等との連絡調整に関する事。
- (14) 離島振興に関する事。
- (15) 選挙管理委員会の事務に関する事。
- (16) 地方分権及び広域行政の推進に関する事。
- (17) 情報通信ネットワークの管理に関する事。
- (18) 観光振興に関する事。
- (19) 庁用車の運行管理等に関する事。
- (20) 他局等の所掌に属しない事項に関する事。

建築部

- (1) 県有建物の建築及び修繕に関する事。
- (2) 地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の各島根県支部からの受託による建築工事に関する事。
- (3) 建築工事及び修繕工事の検査に関する事。
- (4) 建築工事に係る入札、契約その他工事の執行に伴う事務に関する事。
- (5) 県有建物の保全に関する事。
- (6) 県有建物の定期点検に関する事。
- (7) 町村等が行う建築の技術支援に関する事。

(8) 農林水産業関係補助事業に係る設計審査及び竣工確認検査に関すること。

第21条第8項の表農林局の部総務企画部の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 土地改良法に基づく認可及び土地改良区等に関すること（農林水産部農林水産総務課の所掌に属するものを除く。）。

第21条第8項の表県土整備局の部土木工務部の項第4号及び第5号中「こと」の次に「（土木部の所掌に属するものに限る。）」を加え、同部建築部の項第1号中「建築物の建築基準及び建築士」を「建築基準法の施行」に改め、同項第2号中「宅地造成等規制法」を「建築士法」に改め、同項第3号中「宅地建物取引業」を「宅地建物取引業法の施行」に改め、同項第4号中「国庫補助金」を「国土交通省所管の国庫補助金等」に改め、同項第6号中「県営住宅の」の次に「整備及び」を加え、同項第7号から第18号までを削り、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 建築物の防災及び安全対策に関すること。

(8) 建築物のバリアフリー化に関すること。

第21条第8項の表県土整備局の部建築部の項第19号中「建築工事」を「公営住宅工事」に改め、同号を同項第9号とする。

第22条第2項中「又は商工労政事務所（以下この項及び第6項において「部等」という。）」を削り、「部等に」を「部に」に改め、同項の表中「部等」を「部」に、

|     |                               |   |
|-----|-------------------------------|---|
| 課税部 | 課税調査スタッフ、法人課税課、自動車・諸税課、不動産課税課 | を |
|-----|-------------------------------|---|

|     |                               |    |
|-----|-------------------------------|----|
| 課税部 | 課税調査スタッフ、法人課税課、自動車・諸税課、不動産課税課 | に、 |
| 建築部 | 建築課、施設管理課                     |    |

|       |             |   |
|-------|-------------|---|
| 商工観光部 | 商工振興課、観光振興課 | を |
|-------|-------------|---|

|       |             |           |
|-------|-------------|-----------|
| 商工観光部 | 商工振興課、観光振興課 | に改め、同条第4項 |
| 建築部   | 建築課、施設管理課   |           |

の表東部県民センター雲南事務所西部県民センター益田事務所の項中「納税課」の次に「、建築課」を加え、同表東部県民センター出雲事務所の項中「不動産・自動車課税課」の次に「、建築課」を加え、同表西部県民センター県央事務所の項中「納税課」の次に「、建築課」を加え、同条第6項中「部等」を「部」に改め、同項の表総務管理部及び総務企画部の項第5号中「及び職員宿舎」を削り、「こと」の次に「（東部県民センターに限る。）」を加え、同項第6号中「県有建物の総合的な」を「職員宿舎の」に改め、同表税務部の項の次に次のように加える。

建築部

- (1) 県有建物の建築及び修繕に関すること。
- (2) 地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の各島根県支部からの受託による建築工事に関すること。
- (3) 建築工事及び修繕工事の検査に関すること。
- (4) 建築工事に係る入札、契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
- (5) 県有建物の保全に関すること。

- (6) 県有建物の定期点検に関すること。
- (7) 市町等が行う建築の技術支援に関すること。
- (8) 合同庁舎の管理に関すること（西部県民センターに限る。）。
- (9) 県有建物の総合的な管理に関すること。
- (10) 農林水産業関係補助事業に係る設計審査及び竣工確認検査に関すること。

第22条第6項の表商工観光部の項に次の1号を加える。

- (12) 事業承継の支援に関すること。

第22条第6項の表事務所の項中第14号を第22号とし、第13号を第21号とし、第12号の次に次の8号を加える。

- (13) 県有建物の建築及び修繕に関すること。
- (14) 地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の各島根県支部からの受託による建築工事に関すること（出雲事務所にあつては、病院局からの受託を含む。）。
- (15) 建築工事及び修繕工事の検査に関すること。
- (16) 建築工事に係る入札、契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。
- (17) 県有建物の保全に関すること。
- (18) 県有建物の定期点検に関すること。
- (19) 市町等が行う建築の技術支援に関すること。
- (20) 農林水産業関係補助事業に係る設計審査及び竣工確認検査に関すること。

第23条第1項中「及び企業の誘致」を「、企業の誘致及び県内への移住・定住促進」に改め、同条第4項の表産業振興部の項中「のうち、」の次に「地域振興部及び」を加える。

第26条第2項の表企画情報部の項中「地域研究スタッフ」を「地域研究科」に改める。

第33条の次に次の3条を加える。

（武道施設）

**第33条の2** 島根県立武道施設条例（昭和45年島根県条例第10号）第2条の規定により設置された武道施設の名称及び位置は、次の表のとおりである。

| 名 称       | 位 置 |
|-----------|-----|
| 島根県立武道館   | 松江市 |
| 島根県立石見武道館 | 浜田市 |

2 武道施設の業務は、次のとおりとする。

- (1) 柔道、剣道、弓道、相撲その他の武道のために施設等を使用させること。
- (2) 体操その他のスポーツのために施設等を使用させること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議その他のために施設等を使用させること。

（体育施設）

**第33条の3** 島根県立体育施設条例（昭和52年島根県条例第13号）第2条の規定により設置された体育施設の名称及び位置は、次の表のとおりである。

| 名 称   | 位 置 |
|-------|-----|
| 水泳プール | 松江市 |
| 体育館   | 浜田市 |
| サッカー場 | 益田市 |

2 体育施設の業務は、次のとおりとする。

- (1) 体育スポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため施設等を使用させること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会議その他のために施設等を使用させること。

（はつらつ体育館）

**第33条の4** 島根県立はつらつ体育館条例（平成15年島根県条例第26号）第2条の規定により設置されたはつらつ体育館は、松江市に置く。

2 はつらつ体育館の業務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者スポーツの振興を図り、もって障害者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するため、施設等を使用させること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会議その他のために施設等を使用させること。

第40条第4項中「第7号から第9号」を「第11号から第13号」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供等に関すること。

第40条第4項第5号を削り、同項第4号中「（昭和22年法律第164号）」を削り、「児童等に対する」を「児童等の」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「に対する調査、判定及び指導に関する」を「に対し、必要な調査、判定及び指導を行う」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

第40条第4項第6号を次のように改める。

- (6) 里親に関すること。

第40条第4項中第9号を第13号とし、第8号を第12号とし、第7号を第11号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (7) 養子縁組に関する相談対応、情報提供、援助等を行うこと。
- (8) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）による通告の受理、安全確認等に関すること。
- (9) 女性相談に関すること（中央児童相談所にあつては、隠岐相談室に限る。）。
- (10) 親権者の親権喪失等の家庭裁判所に対する審判の請求等に関すること。

第44条を次のように改める。

#### 第44条 削除

第46条第9項の表総務企画部の項中第13号を第14号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 土地改良法に基づく認可及び土地改良区等に関すること（農林水産部農林水産総務課の所掌に属するものを除く。）。

第57条第3項中「、管理部を置き、同部に」を削る。

第61条第2項中「掲げる課、科又はスタッフ」を「掲げる課、科、スタッフ又はプロジェクトチーム」に改め、同項の表を次のように改める。

| 部     | 課、科、スタッフ又はプロジェクトチーム  |
|-------|--|
|       | 総務課、企画調整スタッフ   |
| 技術第一部 | 有機材料技術科、無機材料技術科、木質新機能材料開発プロジェクトチーム、高機能センシング応用製品開発プロジェクトチーム |
| 技術第二部 | 環境技術科、生物応用科、生体反応活性化技術開発応用プロジェクトチーム、生物機能応用技術開発プロジェクトチーム     |
| 技術第三部 | 生産技術科、機械技術科、切削・生産加工技術強化プロジェクトチーム、シミュレーション・可視化技術応用プロジェクトチーム |
| 技術第四部 | 電子・電気技術科、情報・ヒューマンアメンティ科、AI・通信技術を用いた支援ロボット開発プロジェクトチーム       |

第61条第4項中「機械・電気・環境科」を「食品等高品質加工処理技術開発プロジェクトチーム」に改める。

第64条第7項の表建築部の項第1号中「建築基準法」の次に「の施行」を加え、同項第2号中「建築士法」の次に「の施行」を加え、同項第3号中「宅地建物取引業法」の次に「の施行」を加え、同項第4号中「市町村等」を「市町等に」、「国庫補助金」を「国庫補助金等」に改め、同項第7号中「防災」の次に「及び安全」を加え、同項第8号から第14号までを削り、同項第15号を同項第8号とし、同項第16号中「建築工事」を「公営住宅工事」に改め、同号を同項第9号

とする。

第69条第2項の表中

「

|            |
|------------|
| 心と体の相談センター |
|------------|

を

」

「

|            |
|------------|
| 心と体の相談センター |
| 大阪事務所      |

に、

」

「

|         |     |          |
|---------|-----|----------|
| 東部高等技術校 | 教頭  | 園長を補佐する。 |
| わかたけ学園  | 副園長 |          |

を

」

「

|         |        |          |
|---------|--------|----------|
| 東部高等技術校 | 教頭、副校長 | 園長を補佐する。 |
| 西部高等技術校 | 副校長    |          |
| わかたけ学園  | 副園長    |          |

に

」

改める。

第71条第1項の表法律によるものの部島根県交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

|              |  |         |
|--------------|--|---------|
| 島根県スポーツ推進審議会 | スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定によるスポーツの推進に関する重要事項についての調査審議に関する事務 | スポーツ振興課 |
|--------------|--|---------|

第71条第1項の表法律によるものの部島根県地域医療支援会議の項中「救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他県において必要とされる医療の確保に関する」を「同条第2項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な」に改め、同部島根県農業共済保険審査会の項を削る。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

島根県工事検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第47号

島根県工事検査規則の一部を改正する規則

島根県工事検査規則（昭和38年島根県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「土木部又は総務部営繕課」を「総務部又は土木部」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。